

経営者によりそうパートナー

みどり通信 10月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第264号 2021. 10. 5



拡大写真

高いところから、こんにちは！

数年前から大きくなった、「ツゲの木」(大人の背丈より高いです)。

よく見るとその上から、「かぼちゃ」がこんにちは！
陽の光を求める植物の生命力ですね。

CONTENTS

● ひと言、発言	消費税インボイス制度の概要と対策	P 1
● 今知っておきたい相続の話	成年後見人の役割	P 3
● 税務	生計を一にする親族に対する支払の対価	P 5
● 一倉定の経営心得	その4 2	P 6
● 電子帳簿保存法改正について	全事業者、電子取引は紙保存廃止	P 7
● 事務所からのお知らせ		P 8
● 営業カレンダー		P 8
● あとがき		P 9

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

消費税インボイス制度の概要と対策…

10月1日、県内の商工会の依頼により、「消費税インボイス制度の概要と対策」というテーマで、2時間ほど話しをさせていただきました。

ちょうど、タイミング良く、その日はインボイスの登録申請がはじまった日でもありました。2年後の令和5年10月1日からはじまるインボイス制度についてのお話しさせていただいた次第です。

インボイスとは、売手側が買手側に対して、消費税の適用税率や消費税額等の税情報を伝えるためのツールで、かつ、記載された消費税額を売手側で納税していることを証明する書類をいい、請求書等でその必要事項を記載して交付します。

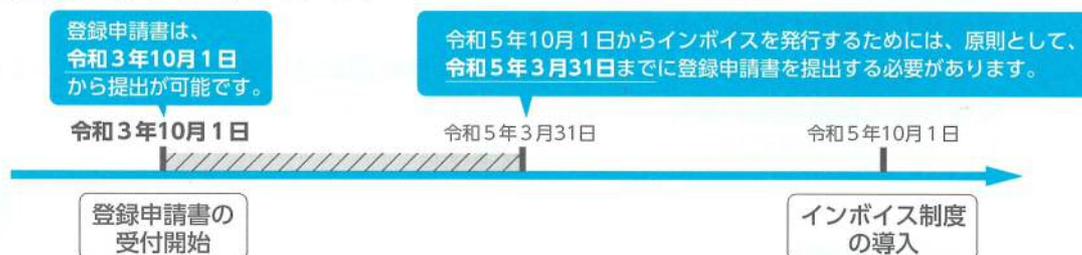
今回の改正は、消費税の納税義務者だけでなく、消費税の免税事業者にとっても大きな影響があります。

1. 消費税を納めている事業者については、販売先にインボイスを発行する義務があり、正しい対応をしないと、本来納める消費税よりも多くの消費税を納めることになる事態も考えられます（インボイスの要件が不備で、仕入税額控除として受けられなくなる分が発生すること）。
2. 消費税の免税事業者については、売上先からインボイスの提出を求められ、消費税の納税義務者にならなければ取引ができなくなるという事態も想定されます。



ということで、まだ改正には2年間あると思いがちですが今から対応をする必要がある旨、熱くお話しさせていただいた次第です。

〈制度導入までのスケジュール〉



経理業務への影響としては、

- (1) 課税事業者は、登録番号の申請
- (2) 請求書等の様式の変更
- (3) 取引先がインボイスを発行する事業者であるかどうかの確認
- (4) 顧客等への対応
- (5) 経費精算での留意点
- (6) 消費税の会計データの入力対応

などなど。

当事務所では、今後お客様がとるべき対応をお伝えさせていただきます。

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の10月2日掲載のものです。

相 続

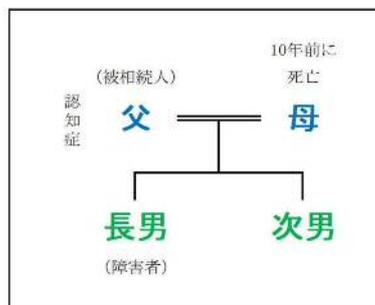
今知っておきたい相続の話

その23 『成年後見人の役割』

<Q>

父が亡くなりました。父は認知症で成年後見人がついていました。父の法定相続人は、私たち兄弟2人ですが、長男は障害者であり、判断能力が不十分です。

遺産分割について、今後どのようにすすめたらいいか、アドバイスを願います。



<A>

お父様は、認知症で成年後見人が選出されている状況でお亡くなりになられたとのことですので、お父様の成年後見人は、お父様（被後見人）が死亡した時点で、成年後見人等の法定代理権は消滅することとなります。

成年後見人等であった者は「管理計算業務」と「相続人への相続財産の引渡し業務」を行うこと“のみ”が義務として残ります。

具体的には、後見の任務が終了したときから2か月以内にその管理の計算（後見の計算）をしなければならないと定められています。

後見の計算というのは、後見人に就任していた期間の収入と支出について計算し、財産の変動と現状を明らかにすることと、収支をまとめたうえで終了時の財産目録を作成し、相続人等に報告する形となります。

そのため、相続開始後、成年後見人からいただく財産目録で被相続人の財産は把握されますが、相続税法による相続財産との違いがありますので、税理士に相続税の申告義務があるかの計算を相談されることをおすすめいたします。

遺産分割についてですが、遺言がなければ、法定相続人である長男、次男の2人の協議によりだれが何を相続するかを決めていただくこととなります。

ただ、長男の方の判断能力が不十分なため、相続財産の内容を理解した上で、その遺産分割協議をすることが難しい場合は、成年後見制度を利用してその相続人の代理人を選任して遺産分割協議を行う必要があります。

長男の方は、成年後見人が選ばれると当然ご本人の利益を確保するために、法定相続分あるいはそれ以上の財産を取得するという条件で遺産分割することとなります。

●成年後見人の職務●

成年後見人は、本人（被成年後見人）の生活・療養看護（身上監護）と財産管理が主な職務。

成年後見人は職務を遂行するうえで、善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）をもって行うことが義務づけられている（民法869条、同644条）。

民法858条には、「成年後見人は、被成年後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、被成年後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と規定されている。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



生計を一にする 親族に対しての支払の対価

所得税第56条の条文を要約すると、個人事業者が生計を一にする親族に事業から対価を支払ったとしても経費にならず、その親族がその対価獲得のために経費を支払っている場合は、その親族ではなく個人事業者の経費とする。その親族については、支払いを受けた対価も、支払った経費も、所得計算上はないものとする」と記載されています。

少しわかりにくいかもしれませんが、所得税は個人単位課税方式なのですが、この部分に関しては、世帯として課税されるイメージで考えると分かり易いかもしれません。

対価の支払いとは、給与の支払いだけでなく、家賃等の支払いも含まれます。ですので、個人事業の場合、生計を一にする親族に給与や家賃等を支払った場合、経費として認められません。ただし、給与の支払いに関しては、青色事業専従者給与や事業専従者控除の要件に該当すればその部分は経費として認められます。

確定申告時期も近づいて参りました。

お気軽にご相談ください。

担当：堀内 勇一

一倉定の経営心得シリーズ

その四十二

小売店に払うマージンは
「売場借用料」であり、問屋に払う
マージンは「販売網使用料」である。

もしも、自分の会社で自社の商品を売る販売網を作ろうとすれば、多額の費用と多くの時間を必要とする。

そのような努力を全く必要としないのが、代理店と契約するということである。その報酬が代理店に払うマージンなのである。だから、マージンというものは「販売網使用料」であって、「販売手数料」ではないのである。販売はあくまでも自らの会社で行うものなのである。：このことは、小売店に対しても全く同じである。小売店に払うマージンは、販売手数料ではないのである。その本質は「売場借用料」なのである。自ら小売店舗を作るには、これまた多額の費用と時間を必要とする。そのようなことをやらずに済むのが、既存の小売店を利用することである。当然のこととして、売場借用料を払うのである。小売店の売場を借りて自ら売る、のである。

電子帳簿保存法改正について 全事業者、電子取引は紙保存廃止！

令和4年（2022年）1月1日からメールやWebで受領した領収書・請求書（電子取引）は、電子帳簿保存法に対応した電子保存が義務化されます。

①電子取引とは（取引情報の授受を電磁的方式で行う取引）

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

②電子保存の要件

- (1) 検索機能の備付
「年月日」「金額」「取引先」で検索できること。
- (2) 以下の4つのいずれかの要件を満たすこと
 1. **タイムスタンプ**が付与されたデータを受け取る
 2. 電子データを受け取った後に**タイムスタンプ**を付与する
 3. 訂正・削除が出来ないシステムで授受および保存する
 4. 「**事務処理規定**」を策定し、運用と備え付けを行う

③対応方法について

現時点で考えられる対応方法は以下の通りです。

- (1) 全ての電子取引データ（PDF）のファイル名に規則性をもたせて保存し、
例：20221031_(株)△△_110,000
かつ「取引の相手先」「各月」など任意の分かり易いフォルダを作成し保存する。
- (2) **索引簿**をエクセル等で作成し、電子データとの紐づけを行い保存する。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	株霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店株	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店株	領収書
④				

ファイル名には「①」や「②」と名前を付け、索引簿から検索する事。

- (3) **TKC証憑ストレージサービス**をご利用いただく事。
TKC自計化システムをご利用の場合、オプションとしてご利用いただけます。
保存要件に完全準拠しているシステムでタイムスタンプも付与可能です。
別紙ご案内をご覧ください、是非ご検討ください。

◆◇ 事務所からの お知らせ



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

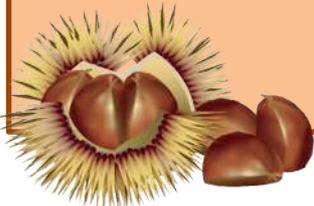
※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

休業のご案内

当事務所は、下記日程を休業させていただきます。
何卒ご了承承賜りますようお願い申し上げます。

記

10月11日(月)



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



あとがき

夏の暑さも落ち着いてきて朝、晩、と少し冷えるようになってきて、秋を感じることも多いのではないのでしょうか。

私は年を取るにつれて秋の感じ方が変わってきたなと感じます。

10代では新人戦、文化祭、音楽発表会。20代では日本シリーズ、新米。30代では紅葉、葡萄、毛布などです。

人によってなにで季節を感じるかは違うかと思っています。

「春は夜桜、夏には星、秋は満月、冬は雪、それで十分、こころは満たされるはず。満たされないのであれば心が病んでいる証です」

ふと昔読んだ本を思い出しました。常に心と体の健康を保ち、季節を感じたいと思います。

堀内 勇一

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp